

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を改正する政令（令和四年政令第六十号）新旧対照表

改正後

附則

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第六条 省 略

- 2 新法人税法施行令第二十三条第一項第二号から第四号までの規定の適用については、同項第二号の分割型分割に係る分割法人、同項第三号の株式分配に係る現物分配法人若しくは同項第四号に規定する払戻し等に係る同号に規定する払戻等法人の当該分割型分割、株式分配若しくは払戻し等の日の属する事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該分割法人、現物分配法人又は払戻等法人の連結個別資本金等の額及び旧法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する連結個別利益積立金額を当該分割法人、現物分配法人又は払戻等法人の資本金等の額及び新法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する利益積立金額と、当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日以前六月以内に旧法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する前事業年度と、それぞれみなす。
- 3 省 略

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第十一条 省 略

2・3 省 略

- 4 新法人税法施行令第五十四条第三項の規定の適用については、同項に規定する所得の金額の計算上損金の額に算入された金額には旧法人税法第四十二条から第五十条までの規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を、同項に規定する累積額には旧法人税法施行令第五十四条第三項各号に掲げる規定の適用があった減価償却資産

改正前

附則

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第六条 同 上

- 2 新法人税法施行令第二十三条第一項第二号から第四号までの規定の適用については、同項第二号の分割型分割に係る分割法人、同項第三号の株式分配に係る現物分配法人若しくは同項第四号に規定する払戻し等に係る同号に規定する払戻等法人の当該分割型分割、株式分配若しくは払戻し等の日の属する事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該分割法人、現物分配法人又は払戻等法人の連結個別資本金等の額及び旧法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する連結個別利益積立金額を当該分割法人、現物分配法人又は払戻等法人の資本金等の額及び新法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する利益積立金額と、当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日以前六月以内に旧法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新法人税法施行令第二十三条第一項第二号に規定する前事業年度と、それぞれみなす。
- 3 同 上

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第十一条 同 上

2・3 同 上

- 4 新法人税法施行令第五十四条第三項の規定の適用については、同項に規定する所得の金額の計算上損金の額に算入された金額には旧法人税法第四十二条から第五十条までの規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を、同項に規定する累積額には旧法人税法第四十四条の規定の適用があった減価償却資産につき既にその償却費と

につき既にその償却費として各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を、それぞれ含むものとする。

559 省 略

(通算制度の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置)

第二十八条 省 略

2 新法人税法施行令第三百三十一条の十五第一項、第三百三十一条の十六第一項及び第三百三十一条の十七第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる規定には、当該各号に定める規定を含むものとする。

一 法人税法施行令第三百三十一条の十五第一項第一号イからへまでに掲げる規定 旧法人税法第八十一条の三第一項(それぞれ同号イからへまでに掲げる規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。)

二 法人税法施行令第三百三十一条の十五第一項第一号トに掲げる規定 旧租税特別措置法第六十八条の百二第一項若しくは第二項(同条第十項において準用する場合を含む。) 又は同条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)

(地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条 租税特別措置法施行令第二十七条の十二第十六項の規定の適用については、同項に規定する計画の認定を受けた日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度は、同項第一号に規定する認定事業年度とみなす。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条の二 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第九項及び第十七項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者(以下この条において「旧国内雇用者」という。) に対する同項第三号に規定する給与等(以下この条において「旧給与等」という。) の同項第四号に規定する支給額(以下この条において

して各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を、それぞれ含むものとする。

559 同 上

(通算制度の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置)

第二十八条 同 上

2 新法人税法施行令第三百三十一条の十五第一項、第三百三十一条の十六第一項及び第三百三十一条の十七第三項の規定の適用については、新法人税法施行令第三百三十一条の十五第一項第一号イからへまでに掲げる規定には、次に掲げる規定を含むものとする。

一 旧法人税法第八十一条の三第一項(新法人税法施行令第三百三十一条の十五第一項第一号イからへまでに掲げる規定により旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。)

二 旧租税特別措置法第六十八条の百二第一項若しくは第二項(同条第十項において準用する場合を含む。) 又は同条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)

(地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二第十五項の規定の適用については、同項に規定する計画の認定を受けた日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度は、同項第一号に規定する認定事業年度とみなす。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条の二 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号ロに規定する他の通算法人には同項の法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含むものとし、同条第四項に規定する他の通算法人には同項の法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含むものとする。

「旧支給額」という。）は、同令第二十七条の十二の五第九項各号及び第十七項第一号に規定する給与等支給額とみなす。

2| 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十二項及び第十四項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額は、同令第二十七条の十二の五第十二項及び第十四項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額とみなす。

3| 改正法附則第一百五条の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号の前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号の前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該連結事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを連結事業年度等の

2| 改正法附則第一百五条の三第一項に規定する国内新規雇用者（以下この条において「旧国内新規雇用者」という。）に対する同項に規定する給与等（以下この条において「旧給与等」という。）の旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（以下この条において「旧支給額」という。）に係る改正法附則第一百五条の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該連結事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業

月数の合計数で除して計算した金額

ロ 省略

4 | 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十八項の規定の適用については、同項第二号イに規定する一年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額は、同号イに規定する前一年事業年度に係る給与等支給額とみなす。

5 | 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十九項及び第二十項の規定の適用については、同条第十九項に規定する適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度の月数とが異なる場合における第三項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額の計算における同号の給与等の支給額とみなし、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額は同令第二十七条の十二の五第十九項及び第二十項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額とみなす。

年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ 同上

3 | 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第五項の規定の適用については、同項第二号イに規定する一年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額は、同号イに規定する前一年事業年度に係る給与等支給額とみなす。

4 | 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項に規定する適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度の月数とが異なる場合における第二項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額の計算における同号の給与等の支給額とみなし、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額は新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額とみなす。

5 | 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十四項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項第二号に規定する教育訓練費の額は、新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額とみなす。

6 | 第二項から第四項までの規定は、改正法附則第一百五十五条の三第一項に規定する国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額、新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十八項において準用する同条第五項の規定の適用並びに同条第十九項において準用する同条第六項及び第八項の規定の適用について準用する。この場合において、第二項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「旧国内新規雇用者」とあるのは「第六項に規定する国内雇用者」と、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「第四十二条の

6| 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第二十一項の規定の適用については、第三項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は、同条第二十一項第一号に定める金額とみなす。

7| 第三項及び第五項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十五条の三 新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の十三第五項に規定する法人（改正法附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項及び第三項第一号において「通算承認」という。）があつたものとみなされた新租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人（以下この条において「経過通算法人」という。）を除く。）の租税特別措置法施行令第二十七条の十三第六項第一号の対象年度開始の日（以下この項において「開始日」という。）前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。以下この項において同じ。）以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同号に規定する前事業年度は当該開始日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、経過通算法人に該当する新租税特別措置法第四十二条の十三第五項に規定する法人の開始日前一年以内に終了した各事業年度に単体事業年度（連結事業年度に該当しない事業年度のうち改正法附則第二十九条第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算承認の効力が生じた日前に終了した事業年度をいう。以下この項及び第三項第二号において同じ。）がある場合における同令第二十七条の十三第六項第一号に規定する前事業年度は当該各事業年度の

十二の五第三項第十一号」と、同号イ及び第三項中「旧国内新規雇用者」とあるのは「第六項に規定する国内雇用者」と、第四項中「第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額」とあるのは「第四十二条の十二の五第三項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額」と、「旧国内新規雇用者」とあるのは「第六項に規定する国内雇用者」と、「国内新規雇用者に対する給与等」とあるのは「国内雇用者に対する給与等」と読み替えるものとする。

7| 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第二十項の規定の適用については、前項において準用する第二項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は、同条第二十項第一号に定める金額とみなす。

8| 第二項及び第四項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十五条の三 新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、同条第五項各号に規定する給与等支給額には連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法施行令第二十七条の十三第五項第一号の国内雇用者に対する旧租税特別措置法第四十二条の十三第六項第一号に規定する給与等の同号イに規定する支給額を含むものとし、新租税特別措置法第四十二条の十三第五項に規定する法人（改正法附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項及び第三項第一号において「通算承認」という。）があつたものとみなされた新租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人（以下この条において「経過通算法人」という。）を除く。）の新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第八項第一号の特定対象年度開始の日（以下この項において「開始日」という。）前一年（当該特定対象年度が一年に満たない場合には、当該特定対象年度の期間。以下この項において同じ。）以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同号に規定する前事業年度は当該開始日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、経過通算法人に該当する新租税特別措置法第四十二条の十三第五項に規定する法人の開始日前一年以内に終了した各事業年度に単体事業年度（連結事業年度に該当

うち最も新しい単体事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、同条第八項第一号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の第十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合における改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算承認の効力が生じたことを含まないものとし、同条第二十七條の第十三第八項第二号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の第十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合における改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算完全支配関係（新租税特別措置法第二条第十号の七に規定する通算完全支配関係をいう。第三項において同じ。）を有することとなつたことを含まないものとし、同条第二十七條の第十三第八項第三号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の第十三第六項の法人（経過通算法人を除く。）が連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の全て）との間に連結完全支配関係を有しなくなつたことを含むものとし、同号に定める日には当該連結完全支配関係を有しなくなつた場合におけるその有しなくなつた日を含むものとする。

2 経過通算法人に係る租税特別措置法施行令第二十七條の第十三第六項の規定の適用については、基準個別所得等金額（第四項第四号に掲げる金額がある場合には、当該金額を加算した金額）は、同条第六項第二号の基準所得等金額とみなす。

3 経過通算法人又は経過設立法人（当該経過通算法人に係る通算親法人（新租税特別措置法第二条第十号の四に規定する通算親法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後最初に開始する事業年度（第二号において「経過基準事業年度」という。）終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある同条第二項第十号の六に規定する通算法人のうちその設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつたものをいう。第二号において同じ。）の租税特別措置法第四十二条の第十三第七項第四号又は第八号の対象年度が当該終了の日に終了する事業年度で

しない事業年度のうち改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算承認の効力が生じた日前に終了した事業年度をいう。以下この項及び第三項第二号において同じ。）がある場合における新租税特別措置法施行令第二十七條の第十三第八項第一号に規定する前事業年度は当該各事業年度のうち最も新しい単体事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、同条第十項第一号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の第十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合における改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算承認の効力が生じたことを含まないものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の第十三第十項第二号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の第十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合における改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算完全支配関係（新租税特別措置法第二条第十号の七に規定する通算完全支配関係をいう。第三項において同じ。）を有することとなつたことを含まないものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の第十三第十項第三号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の第十三第六項の法人（経過通算法人を除く。）が連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の全て）との間に連結完全支配関係を有しなくなつたことを含むものとし、同号に定める日には当該連結完全支配関係を有しなくなつた場合におけるその有しなくなつた日を含むものとする。

2 経過通算法人に係る新租税特別措置法施行令第二十七條の第十三第八項の規定の適用については、基準個別所得等金額（第四項第四号に掲げる金額がある場合には、当該金額を加算した金額）は、同条第八項第二号の基準所得等金額とみなす。

3 経過通算法人又は経過設立法人（当該経過通算法人に係る通算親法人（新租税特別措置法第二条第十号の四に規定する通算親法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後最初に開始する事業年度（第二号において「経過基準事業年度」という。）終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある同条第二項第十号の六に規定する通算法人のうちその設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつたものをいう。第二号において同じ。）の新租税特別措置法第四十二条の第十三第七項第五号の対象年度が当該終了の日に終了する事業年度である場合

ある場合における同項第四号及び租税特別措置法施行令第二十七条の第十三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第四十二条の第十三第七項第四号トに掲げる場合には、他の法人である経過通算法人が改正法附則第二十九条第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより当該他の法人が同号トの通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合を含まないものとする。

二 租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十一項第一号イ及びロの最初通算事業年度には当該経過通算法人及び当該対象年度終了の日において当該経過通算法人又は経過設立法人との間に通算完全支配関係がある他の経過通算法人（以下この号及び次号において「他の経過通算法人」という。）の当該経過基準事業年度終了の日に終了する事業年度を含まないものとし、同項第一号イに規定する対象期間は当該経過基準事業年度開始の日（当該経過基準事業年度が一年に満たない場合には、当該経過基準事業年度の期間）前日から当該開始の日の前日までの期間（当該通算親法人の最も新しい単体事業年度終了の日後の期間に限る。以下この号及び次号において「通算前一年期間」という。）に限るものとし、同項第一号イに規定する前事業年度には当該通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の最も新しい単体事業年度終了の日以前に終了した当該経過通算法人の各事業年度を含まないものとし、同号ロに規定する他の前事業年度には当該通算前一年期間内に終了した当該他の経過通算法人の最も新しい単体事業年度終了の日以前に終了した当該他の経過通算法人の各事業年度を含まないものとする。

三 通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の各事業年度のうちに設立の日を含む連結事業年度がある場合は租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十一項第一号イに規定する設立の日を含む最初通算事業年度がある場合とみなし、通算前一年期間内に終了した他の経過通算法人の各事業年度のうち設立の日を含む連結事業年度がある場合は同号ロに規定する設立の日を含む最初通算事業年度がある場合とみなす。

四 基準個別所得等金額は、租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十一項第二号イ及びロの基準通算所得等金額とみなす。

5 4 省略

新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、旧

における同号及び新租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第四十二条の第十三第七項第五号トに掲げる場合には、他の法人である経過通算法人が改正法附則第二十九条第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより当該他の法人が同号トの通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合を含まないものとする。

二 新租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十二項第一号イ及びロの最初通算事業年度には当該経過通算法人及び当該対象年度終了の日において当該経過通算法人又は経過設立法人との間に通算完全支配関係がある他の経過通算法人（以下この号及び次号において「他の経過通算法人」という。）の当該経過基準事業年度終了の日に終了する事業年度を含まないものとし、同項第一号イに規定する対象期間は当該経過基準事業年度開始の日（当該経過基準事業年度が一年に満たない場合には、当該経過基準事業年度の期間）前日から当該開始の日の前日までの期間（当該通算親法人の最も新しい単体事業年度終了の日後の期間に限る。以下この号及び次号において「通算前一年期間」という。）に限るものとし、同項第一号イに規定する前事業年度には当該通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の最も新しい単体事業年度終了の日以前に終了した当該経過通算法人の各事業年度を含まないものとし、同号ロに規定する他の前事業年度には当該通算前一年期間内に終了した当該他の経過通算法人の最も新しい単体事業年度終了の日以前に終了した当該他の経過通算法人の各事業年度を含まないものとする。

三 通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の各事業年度のうちに設立の日を含む連結事業年度がある場合は新租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十二項第一号イに規定する設立の日を含む最初通算事業年度がある場合とみなし、通算前一年期間内に終了した他の経過通算法人の各事業年度のうち設立の日を含む連結事業年度がある場合は同号ロに規定する設立の日を含む最初通算事業年度がある場合とみなす。

四 基準個別所得等金額は、新租税特別措置法施行令第二十七条の第十三第十二項第二号イ及びロの基準通算所得等金額とみなす。

5 4 同上

新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、旧

法人税法第五十八条の規定により租税特別措置法施行令第二十七条の第十三項第一号口の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号口に掲げる金額とみなし、旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に同令第二十七条の第十三項第二号イの当該事業年度の同号イに規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号イに規定する損金の額に算入された金額とみなし、法人税法第四百二十二条の十の規定により準じて計算する旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に同号口の当該事業年度の同号口に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号口に規定する損金の額に算入された金額とみなす。

(減価償却に関する経過措置)

第四十六条 租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十七項の規定の適用については、同項の減価償却資産に係る租税特別措置法第四十五条第三項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき旧租税特別措置法第六十八条の二十七第三項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(第三項及び附則第五十二条において「連結確定申告書」という。)に旧租税特別措置法施行令第三十九条の五十六第十三項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたときは、租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十七項に規定する最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(第三項及び附則第五十二条において「確定申告書」という。)に同令第二十八条の九第二十七項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

2 新租税特別措置法施行令第二十九条の三の規定の適用については、同条の機械等に係る租税特別措置法第四十六条第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該機械等につき旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用

法人税法第五十八条の規定により新租税特別措置法施行令第二十七条の第十三項第一号口の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号口に掲げる金額とみなし、旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に新租税特別措置法施行令第二十七条の第十三項第二号イの当該事業年度の同号イに規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号イに規定する損金の額に算入された金額とみなし、法人税法第四百二十二条の十の規定により準じて計算する旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に同号口の当該事業年度の同号口に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号口に規定する損金の額に算入された金額とみなす。

(減価償却に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項の規定の適用については、同項の減価償却資産に係る新租税特別措置法第四十五条第三項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(第三項及び附則第五十二条において「連結確定申告書」という。)に旧租税特別措置法施行令第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたときは、新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項に規定する最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(第三項及び附則第五十二条において「確定申告書」という。)に新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

2 新租税特別措置法施行令第二十九条の三の規定の適用については、同条の機械等に係る新租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該機械等につき旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けていた場合において、当

を受けた最初の連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等（第四項において「連結確定申告書等」という。）に旧租税特別措置法施行令第三十九条の六十二第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があったときは、新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する最初の事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（第四項において「確定申告書等」という。）に新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類の添付があったものとみなす。

3・4 省略

5 改正法附則第一百八条第五項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、旧租税特別措置法第六十八条の二十五若しくは第六十八条の三十四の規定又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第一項各号に掲げる規定とする。

6 新租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第三十一条第一項の規定の適用については、新租税特別措置法施行令第三十条第三項各号に掲げる規定には、旧租税特別措置法施行令第三十条第三項第八号から第十四号までに掲げる規定を含むものとする。

（準備金等に関する経過措置）

第四十七条 新租税特別措置法施行令第三十二条の二の規定の適用については、同条第八項各号、第十四項、第十六項及び第十八項の海外投資等損失準備金には、連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含むものとする。

2 省略

3 租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項及び第十六項の規定の適用については、新租税特別措置法第五十七条の五第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額には旧租税特別措置法第六十八条の五十五第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、同令第三十三条の二第十六項に規定する適用がある場合には旧租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項各号に掲げる場合に該当する場合を含むものとする。

4 租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九条の八十三第十四項第一号に規定する

該適用を受けた最初の連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等（第四項において「連結確定申告書等」という。）に旧租税特別措置法施行令第三十九条の六十二第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があったときは、新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する最初の事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（第四項において「確定申告書等」という。）に新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類の添付があったものとみなす。

3・4 同上

5 改正法附則第一百八条第五項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、旧租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第一項各号に掲げる規定とする。

6 新租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第三十一条の規定の適用については、同項各号に掲げる規定には、旧租税特別措置法施行令第三十条第三項第九号から第十六号までに掲げる規定を含むものとする。

（準備金等に関する経過措置）

第四十七条 新租税特別措置法施行令第三十二条の二の規定の適用については、同条第七項各号、第十三項、第十五項及び第十七項の海外投資等損失準備金には、連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含むものとする。

2 同上

3 新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十三項及び第十五項の規定の適用については、新租税特別措置法第五十七条の五第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額には旧租税特別措置法第六十八条の五十五第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項に規定する適用がある場合には旧租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項各号に掲げる場合に該当する場合を含むものとする。

4 新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九条の八十三第十四項第一号に規定する

合併の日の前日を含む連結事業年度における同号の当年度保険料等は租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項第三号に規定する最後事業年度における当年度保険料等とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の八十三第十四項第二号に規定する移転前保険料等は租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項第四号に規定する移転前保険料等とみなす。

559 省 略

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過措置)

第四十七条の二 改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法施行令第三十五条の規定の適用については、同条第二項第一号中「同条第二項」とあるのは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。次項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。)附則第二十条第一項」と、同条第三項第一号ロ(1)及び(2)中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

(資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法施行令第三十九条の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九条の九十九第九項第二号に掲げる場合において同号に規定する税務署長が認定した日は租税特別措置法施行令第三十九条第二十四項に規定する税務署長が認定した日とみなし、同号の承認は同項に規定する承認とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額の計算の基礎となった同項に規定する取得に充てようとするものの額は同令第三十九条第三十三項に規定する取得に充てようとするものの額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十一第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは同令第三十九条第三十三項に規定する他の代替資産で新租税特別措置法第六十四条の二第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとするものの額は同令第三十九条第三十四項に規定する取得に充てようとするものの額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産で旧租

る合併の日の前日を含む連結事業年度における同号の当年度保険料等は新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項第三号に規定する最後事業年度における当年度保険料等とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の八十三第十四項第二号に規定する移転前保険料等は新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項第四号に規定する移転前保険料等とみなす。

559 同 上

(資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法施行令第三十九条の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九条の九十九第五項第二号に掲げる場合において同号に規定する税務署長が認定した日は新租税特別措置法施行令第三十九条第二十項に規定する税務署長が認定した日とみなし、同号の承認は同項に規定する承認とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額の計算の基礎となった同項に規定する取得に充てようとするものの額は新租税特別措置法施行令第三十九条第二十九項に規定する取得に充てようとするものの額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十一第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別措置法施行令第三十九条第二十九項に規定する他の代替資産で新租税特別措置法第六十四条の二第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとするものの額は新租税特別措置法施行令第三十九条第三十項に規定する取得に充てようとするものの額とみなし、旧租税特別

税特別措置法第六十八条の七十一第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは同令第三十九条第三十四項に規定する他の代替資産で新租税特別措置法第六十四条の二第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなす。

2・3 省 略

4 租税特別措置法施行令第三十九条第二十七項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条の二第一項の特別勘定には、連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含むものとする。

5 省 略

6 新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項の規定の適用については、同項に規定する収用換地等により譲渡した資産（換地処分等（同条第二項に規定する換地処分等をいう。以下この項において同じ。）により譲渡した資産のうち同条第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分及び新租税特別措置法第六十五条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を除く。）のいずれかについて新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項に規定する被合併法人等又は同項に規定する合併法人等が旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第八項（旧租税特別措置法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定の適用を受けていたときは、新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項に規定する該当することとなった日を含む事業年度については、同項の規定は、適用しない。

7 13 省 略

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十二条 租税特別措置法施行令第三十九条の十の二第四項第一号口の規定の適用については、同号口の取得の日以前六月以内に旧租税特別措置法

措置法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十一第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別措置法施行令第三十九条第三十項に規定する他の代替資産で新租税特別措置法第六十四条の二第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなす。

2・3 同 上

4 新租税特別措置法施行令第三十九条第二十三項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条の二第一項の特別勘定には、連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含むものとする。

5 同 上

6 新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項の規定の適用については、同項に規定する収用換地等により譲渡した資産（換地処分等（同条第二項に規定する換地処分等をいう。以下この項において同じ。）により譲渡した資産のうち同条第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分及び新租税特別措置法第六十五条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を除く。）のいずれかについて新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項に規定する被合併法人等又は同項に規定する合併法人等が旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（旧租税特別措置法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定の適用を受けていたときは、新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項に規定する該当することとなった日を含む事業年度については、同項の規定は、適用しない。

7 13 同 上

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号口の規定の適用については、同号口の取得の日以前六月以内に旧租税特別措置

施行令第三十九条の十の三第四項第一号に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該取得の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を租税特別措置法施行令第三十九条の十の二第四項第一号に規定する前事業年度と、同号口の取得に係る同号口の株式交付子会社の当該取得の日を含む事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該株式交付子会社の旧法人税法第二十七条の二に規定する連結個別資本金等の額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号に規定する連結個別利益積立金額を租税特別措置法施行令第三十九条の十の二第四項第一号の資本金等の額及び同号口に規定する利益積立金額と、それぞれみなす。

第五十六条の二 省 略

2 改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第十項の規定の適用については、同項中「第五十七条第二項」とあるのは、「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項」とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十七条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十八項の規定の適用については、同項第二号に規定する特別勘定には、連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第四十六条第五項の改正規定及び次項の規定は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律

法施行令第三十九条の十の三第四項第一号に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該取得の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号に規定する前事業年度と、同号口の取得に係る同号口の株式交付子会社の当該取得の日を含む事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該株式交付子会社の旧法人税法第二十七条の二に規定する連結個別資本金等の額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号に規定する連結個別利益積立金額を新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号の資本金等の額及び同号口に規定する利益積立金額と、それぞれみなす。

第五十六条の二 同 上

2 改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第九項の規定の適用については、同項中「第五十七条第二項」とあるのは、「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項」とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十七条 新租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十三項の規定の適用については、同項第二号に規定する特別勘定には、連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日から農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日の前日までの間における改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第四十六条第五項の規定の適用については、同項中「第六十八条の二十五若しくは第六十八条の三十四」とあるのは、「第六十八条の二十五」とする。
